

生活福祉資金特例貸付債権管理に係る業務委託プロポーザル実施要領

山梨県社会福祉協議会では、生活福祉資金特例貸付債権管理に係る業務について、知識、技術、経験を有する優れた事業者へ委託するため、公募型プロポーザルを実施します。

参加意思のある事業者は、以下の内容をご確認の上、関係書類を提出してください。

1 委託業務名

生活福祉資金特例貸付債権管理に係る業務委託

2 委託業務の内容

別添「生活福祉資金特例貸付債権管理に係る業務委託仕様書」を参照

3 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日

4 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たすことができる者とする。

- (1) 個人情報保護や情報セキュリティ面の安全性の観点から、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク又は情報セキュリティ・マネジメントシステム (ISMS) の認証を取得している者であること。
- (2) 会社更生法 (平成14年法律第172号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 山梨県暴力団排除条例 (平成22年山梨県条例第35号) 第2条第1号又は第3号に規定する者でないこと。
- (4) 過去に生活福祉資金特例貸付に係る業務受託実績があること (本県での受託実績に限らない)。

5 参加手続等

(1) 提出書類

ア 参加意思確認書 (様式第1号)

イ 実施計画書 (様式第2号)

ウ 見積書及び経費積算書 (様式第3号-1及び第3号-2)

・委託契約期間の総額を記載し、併せて、年度ごとに総額と内訳 (業務ごとの作

業工数と費用)を記載すること。

・年度ごとに、人員配置及び人数の変化が分かるように記載すること。

エ 参加資格誓約書(様式第4号)

オ 会社概要(パンフレット等)

カ プライバシーマーク又はISMSの認定資格の写し

キ 履歴事項全部証明書の写し(直近4か月以内のもの)

ク 上記4(4)に係る業務実績

(2) 提出期限

令和7年 1月23日(木) 午後5時(必着)

(3) 提出場所及び問合せ先

山梨県社会福祉協議会 生活支援課資金担当 深澤・荒井

〒400-0005 山梨県甲府市北新1丁目2番12号 山梨県福祉プラザ内

電話 055-251-3900 FAX 055-254-8614

E-MAIL: y-shikin@y-fukushi.or.jp

(4) 提出部数

4部(正本1部、副本3部)

(5) 提出方法

郵送又は持参による。

(6) 留意事項

ア 実施計画書は、1者につき1件とする。

イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とする。

ウ 提出された書類の内容は、変更することができない。

エ 提出された書類等は、返却しない。

オ 提案のための費用は、提案者の負担とする。

カ 様式第3号-2経費積算書は、年度ごとに作成すること。

キ 採択された実施計画書の著作権は、山梨県社会福祉協議会に帰属する。

6 質問の受付及び回答

本書や業務委託仕様書の内容について質問がある場合は、簡易なものを除き、次により質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年 1月15日(水) 午後5時(必着)

(2) 提出方法

次の電子メールのアドレス又はFAX番号により、山梨県社会福祉協議会生活支援課資金担当宛に提出すること。

E-MAIL : y-shikin@y-fukushi.or.jp

FAX 055-254-8614

(3) 提出書類

質問書（様式第5号）

(4) 質問に対する回答

質問書が提出された事項については、令和7年1月17日（金）を目安に山梨県社会福祉協議会のホームページ上に回答を掲載する。なお、本要領及び業務委託仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

7 審査

(1) 審査方法

ア 提出された実施計画書に基づき、事業者選定委員会を開催し、(2)の審査基準により計画の妥当性や実現性を踏まえて受託候補者を選定する。

イ 受託候補者の選定にあたり、提案事業者へのヒアリングを次により実施する。

実施日：令和7年 1月29日（水）

時間：別途通知

場所：山梨県甲府市北新1丁目2番12号 山梨県福祉プラザ内

(2) 審査基準（概要）

審査項目	審査基準	配点
1 業務計画の内容	○提案内容が、計画性、具体性及び妥当性並びに実施の可能性を伴ったものであるか。	50点
2 実施体制	○確実に業務を遂行できる実施体制になっているか。 ○個人情報の管理体制は整っているか。	20点
3 費用の積算	○費用の積算は合理的な内容になっているか。	30点

(3) 選定結果の通知

事業者選定委員会の審査結果に基づき、受託候補者を1者選定し、受託候補者へ2月5日までに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

8 受託候補者選定後の手続

(1) 山梨県社会福祉協議会と受託候補者は、提出書類を基に具体的な協議を行う。その後、改めて受託候補者から見積書を提出させ、その内容を精査の上、随意契約により、契約の手続きを行う。また、受託候補者との契約が成立しない場合は、次点の提案事業者と交渉を行うこととする。

(2) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て受託者の負担とする。

(3) 契約条項及び支払条件は、別添「契約書(案)」のとおり。

9 その他留意事項

- (1) 事業の成果は、山梨県社会福祉協議会に帰属する。
- (2) 受託者は、個人情報の取扱いに厳重に注意し、漏えい、滅失等が無いよう、その管理を徹底しなければならない。
- (3) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了した後も同様とする。

(添付書類)

- ・様式第 1 号 (参加意思表示申請書) [Word]
- ・様式第 2 号 (実施計画書) [Word]
- ・様式第 3 号-1 (見積書) [Excel]
- ・様式第 3 号-2 (経費積算書) [Excel]
- ・様式第 4 号 (応募資格誓約書) [Word]
- ・様式第 5 号 (質問書) [Word]
- ・生活福祉資金特例貸付債権管理に係る業務委託仕様書 [PDF]
- ・契約書(案) [PDF]